

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
糸魚川市	中能生地区（大平寺、寺山、桂、鶉石、下小見、上小見、平、島道、大沢、中野口、指塩、柱道、大道寺、鷺尾、大王、西部、南部、東部、小泊）	平成25年3月15日	令和3年3月18日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	224.74ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	168.24ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	119.69ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	65.27ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.17ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.2ha
（備考）	
③、④は、アンケート回答者の集計	

### 2 対象地区の課題

- ・今後、5年間で耕作をやめる農業者の耕作面積は51haとなっている。
- ・中心経営体が十分でないため、耕作条件によって、新たな耕作者の確保が難しい場合がある。
- ・5年後、中心経営体の高齢化が進むことから、新たな担い手の確保が必要である。
- ・中心経営体への集積が進み、畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・農業用機械の更新が負担となっているので、機械の共同利用を検討する。
- ・機械の共同利用を行っている地区では、機械の更新や共同機械の利用者が減少などの問題がある。
- ・ため池の漏水や山間地で水のない農地が多いため、ため池の改修やパイプラインの整備が必要である。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

圃場整備地は、中心経営体のリタイヤが見込まれるが、他の中心経営体が引き受ける予定。

所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。

担い手が不足している地区においては、新たな担い手の確保を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地の保全を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲		
		省 略						
計	44人		75.8 ha		94.0 ha			

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の耕作意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作をやめる意向が確認された農地(水田)は、45.99haとなっている。</li> <li>・農業委員、農地利用最適化推進委員、直払制度の集落協定を中心に中心経営体への貸付を進めていく。</li> </ul>
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>圃場整備地を重点的に、農地所有者は、受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や用水管理の負担軽減のため、ため池等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>所得安定の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業機械の更新が負担となっている。農業機械の共同化によるコスト低減を図る。</li> <li>・集約化を図り、作業効率の向上によるコスト低減を図る。</li> </ul>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣害対策として電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。</li> <li>・猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。</li> </ul>
<p>畦畔、農道、用水等の管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。</li> <li>・ため池等の基盤整備による管理負担の軽減に取り組む。</li> </ul>